入　札　公　告

あぶくま高原道路管理事務所ほか３施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６第１項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月９日

福島県知事　内堀　雅雄

１　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の件名及び数量　あぶくま高原道路管理事務所ほか３施設の電気供給業務　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　仕様書による。

(3)　供給期間　令和９年３月検針日から令和１０年３月検針日前日まで

(4)　供給場所

ア　あぶくま高原道路管理事務所（福島県石川郡平田村大字蓬田新田字金屋 27－１）

イ　宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108）

ウ　猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西 70）

エ　勿来土木事務所（福島県いわき市東田町１丁目 26－１）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1)　施行令第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2)　３に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4)　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5)　福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(6)　福島県電力の調達に係る環境配慮方針第５条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和８年１１月２７日（金）午後５時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670　福島県福島市杉妻町２番16号

福島県土木部土木総務課

電話024-521-7454

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年１１月２７日（金）必着とする。

４　契約条項を示す場所及び期間

３に掲げる場所において、令和８年１１月９日(月)から令和８年１１月２７日(金)（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時までとする。

５　入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。

(1)　配布期間　４に掲げる期間に同じ。

(2)　配布場所　３に掲げる場所に同じ。

(3)　その他　郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙が５０枚入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和８年１１月１６日（月）必着で請求すること。

６　質問書の提出と回答

仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式９）を、令和８年１１月１７日（火）午後5時15分までに３に掲げる場所へ提出することにより、発注者に説明を求めることができる。

発注者はすべての質問事項及び回答をまとめ、福島県土木部ホームページに掲載する方法により令和８年１１月２４日（火）に回答する。

７　入札及び開札の日時及び場所等

(1)　日　時　令和８年１２月１０日（木）午後３時

(2)　場　所　福島県庁本庁舎４階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町２番16号）

(3)　その他　郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年１２月９日（水）までに３に掲げる場所に必着とする。

８　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれ

かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2)　契約保証金　落札者は、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9　入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

11　その他

(1)　入札方法　入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kw 単価１(3)に掲げる供給期間中においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kwh 単価（同一月においては単一のものとする。））を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電気量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　落札者決定の方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　その他　詳細は、入札説明書による。

(5)　本公告に関する問い合わせ先

所　　属　福島県土木部土木総務課

電話番号　024-521-7454

メールアドレス　dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

（土木総務課）